

資料 2

平成 25 年度  
地域包括支援センター運営活動計画について

平成 25 年 11 月 20 日 (水)

鶴岡市健康福祉部長寿介護課

地域包括支援センター

平成25年度

## 地域包括支援センター運営活動計画について

平成25年11月20日(水)

鶴岡市健康福祉部長寿介護課

地域包括支援センター

## 平成25年度 鶴岡市地域包括支援センター運営方針

高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるため、高齢者の状態の変化に応じて、包括的・継続的に介護や医療だけではなく、介護保険外を含めた様々な生活支援サービスが、生活圏域での地域に根ざした日常生活の場で提供できるように地域包括支援センター機能を強化する。

医療と介護等の多職種及び地域組織と協働して地域のネットワーク構築を推進する。また、地域ケア会議(仮称)の設置に向けた運営体制の整備を図る。

## **1. 地域包括ケアネットワーク体制の推進強化**

民生委員、町内会、学区・地区社会福祉協議会等の地域組織との連携を強化し、地域ケアネットワーク会議を町内会などの小単位生活圏域に拡充する。地域において包括的かつ継続的な在宅医療と介護が提供されるため、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。

## **2. 一人ひとりに応じた介護予防の推進**

二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起するとともに日常生活で取り組みが継続するように支援を行ない、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。

## **3. 総合的な相談支援の確立**

高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度の活用に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。

## **4. 高齢者の権利擁護に関する普及・啓発**

認知症高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止等について普及・啓発活動を拡充する。

## **5. ケアマネジメントの質の向上・平準化**

高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図りケアマネジメント支援体制を強化する。

介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。

## **6. 潜在要援護高齢者の実態把握**

潜在している要援護高齢者及び二次予防事業対象者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。

## **7. 災害時要援護高齢者の把握と救援支援**

要援護高齢者の災害時避難支援体制や緊急連絡先等の情報を収集し、自治防災組織等の避難及び救援体制を支援する。

## **8. 要支援者の自立支援の推進**

自立に向けて行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標指向型ケアマネジメントを行う。

サービス未利用者の日常生活実態を把握し、二次予防事業を活用するなど生活行為向上に向けたマネジメントを行う。

平成25年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 鶴岡市地域包括支援センター

管理者名：菅原 繁

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			各センター(内容、時期・回数等)
		全市	時期		
1.地域包括ケアネットワーク体制の推進強化	民生委員、町内会、学区・地区社会福祉協議会等の地域組織との連携を強化し、地域ケアネットワーク会議を町内会などの小単位生活圏域に拡充する。 地域において包括的かつ継続的な在宅医療と介護が提供されるため、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者合同会議の開催 ②地域ケア推進担当者会議、ケアネットワーク会議の開催 ③ワークシートを活用した地域課題分析、活動計画・評価の実施 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護連携研修会の開催	4/19 隨時  8月 11月	毎月  通年	①地域ケア推進担当者会議を開催し、地域課題の把握、進捗管理を行うとともに、個別ケースの情報共有を図る。 ②学区社協を支援して「救急安心カード」の普及・推進を図る。  ③町内会単位で健康・予防講座を開催し、認知症等の理解を深める  ④居宅介護支援事業所部会等と協働して「医療と介護の連携の研修会・会議」等を開催する。
2.一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起するとともに日常生活で取り組みが継続するように支援を行ない、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①介護予防ケアマネジメント資質向上研修会の開催 ②介護予防サービス・支援計画表事例集の作成 ③二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ④地域資源情報一覧等を活用したインフォーマルサービス活用の推進	9月  通年  通年	通年  通年	①基本チェックリストにおいて、10/20の数値の高い人のうち、特に運動機能リスクと認知症リスクの高い人を訪問し支援する。 ②サロンや町内会行事への参加を通して、生活機能調査や介護予防教室を開催する。
3.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度の活用に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。	①複雑多様化している相談に対する三職種等のチームアプローチの強化 ②介護・福祉等の制度や地域資源情報の集約と地域への発信	通年	通年	①関係機関、部署と連携、情報共有を図り、協働した対応に努める。 ②必要に応じて地域ケア推進担当者と情報共有を図る。 ③研修等をとおして専門職の資質の向上を図る。
4.高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症等高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止等について普及・啓発活動を拡充する。	①鶴岡市高齢者虐待等防止連絡協議会の開催 ②介護サービス未利用世帯介護者の実態把握 ③男性対象介護教室の開催 ④障害者支援センター、消費者被害研修会	9月・2月 7月 10月・11月 7月・12月	通年	①全市事業をとおして高齢者虐待、成年後見制度、消費者被害について普及・啓発を図る。 ②民協定例会等をとおして地域の実態把握に努める。 ③地域ケア推進担当者と情報共有し、高齢者虐待ケースに取り組む。

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
5.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図りケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②居宅介護支援事業所訪問 ③介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ④ケアプラン検証専門家会議の開催 ⑤居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑥介護支援専門現任調査の実施 ⑦ケアネットつるおか等、自主団体ネットワークの育成支援	通年  9月  7.10.1月  5.8.11.2月  通年	通年	①担当エリアの居宅介護支援事業所に訪問等し地域包括支援センターが相談窓口であるとの周知を図りながら、相談に対してワンストップで受け止め、必要時同行訪問する等支援を行う。 ②直営包括として、市全体の事業が、円滑に推進できるよう調整及び支援を行う。
6.潜在要援護高齢者の実態把握	潜在している要援護高齢者及び二次予防事業対象者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①市高齢者世帯情報に基づく、対象世帯の実態把握 ②民生委員会議・地域ケアネットワーク会議等での地域情報の収集 ③介護予防講座・教室での基本チェックリスト実施者数の拡大	1回  通年  通年  通年	通年  通年  通年	①高齢者世帯情報を活用した、要援護高齢者の実態把握を行う。 ②地域ケアネットワーク会議や会食交流等の事業の際の要援護高齢者の情報収集に努める。 ③介護予防教室等で基本チェックリストの活用を図る。
7.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	要援護高齢者の災害時避難支援体制や緊急連絡先等の情報を収集し、自治防災組織等の避難及び救援体制を支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②緊急連絡先等の情報収集・変更等の確認 ③地震、風水害、豪雪時の安否確認 ④担当エリア災害時対応マニュアルの作成	随時・通年	随時・通年	①地域の災害時対応・体制を把握する。 ②市の災害時対応マニュアルを踏まえて包括としての役割分担を確認する。 ③把握している要援護高齢者災害時の安否確認を行う。
8.要支援者の自立支援の推進	自立に向けて行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標指向型ケアマネジメントを行う。サービス未利用者の日常生活実態を把握し、二次予防事業を活用するなど生活行為向上に向けたマネジメントを行う。	①予防給付サービス未利用者の実態把握とケアマネジメントの実施	通年  9月以降	通年	①要支援者においては、インフォーマルサービスの活用の視点を持ちながらプラン作成に努める。 ②地域を特定してサービス未利用者の実態把握に努め、二次予防事業に繋げるなどのマネジメントを行う。

## 平成25年度 地域包括支援センター運営活動計画書

鶴岡市社会福祉協議会  
地域包括支援センター名：地域包括支援センター

管理者名：万年 由美

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
1.地域包括ケアネットワーク体制の推進強化	民生委員、町内会、学区・地区社会福祉協議会等の地域組織との連携を強化し、地域ケアネットワーク会議を町内会などの小単位生活圏域に拡充する。 地域において包括的かつ継続的な在宅医療と介護が提供されるため、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者合同会議の開催 ②地域ケア推進担当者会議、ケアネットワーク会議の開催 ③ワークシートを活用した地域課題分析、活動計画・評価の実施 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護連携研修会の開催	4/19 随時     8月 11月	通年     通年	①地域ケア推進担当者会議と地域ケアネットワーク会議の効果的な連動による、住民の課題整理や解決に向けた支援体制の確認 ②小単位生活圏域などでの地域ケアネットワーク会議の拡充 ③地域福祉課、障害者相談支援センター、医療関係機関等との情報交換による地域連携体制の強化 ④民協定例会への定期的な参加による個別支援の連携強化。
2.一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起するとともに日常生活で取り組みが継続するように支援を行ない、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①介護予防ケアマネジメント資質向上研修会の開催 ②介護予防サービス・支援計画表事例集の作成 ③二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ④地域資源情報一覧等を活用したインフォーマルサービス活用の推進	9月    通年  通年	内部年2回 外部9月 2月	①内部外部の研修によるケアマネジメント資質向上 ②二次予防関係機関との情報交換や年度の評価
3.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度の活用に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。	①複雑多様化している相談に対する三職種等のチームアプローチの強化 ②介護・福祉等の制度や地域資源情報の集約と地域への発信	通年	通年	①専門職の各担当エリアへの平均的配置による、チームアプローチ体制の強化 ②ホームページやチラシ、地域行事への参加など多様な手法を使った機能周知 ③行政機関・職種間会議、民生児童委員定例会等での情報交換
4.高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症等高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止等について普及・啓発活動を拡充する。	①鶴岡市高齢者虐待等防止連絡協議会の開催 ②介護サービス未利用世帯介護者の実態把握 ③男性対象介護教室の開催 ④障害者支援センター、消費者被害研修会	9月・2月 7月 10月・11月 7月・12月	5月    通年	①職員配置の変更に伴う虐待対応手順・報告体制の確認 ②エリア内他法人居宅等に虐待防止・成年後見制度活用のための研修会の実施(主任CMと共同;時期未定) ③「社会福祉士の役割」について内部研修の実施、説明用資料作成

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
5.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援における、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図りケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②居宅介護支援事業所訪問 ③介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ④ケアプラン検証専門家会議の開催 ⑤居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑥介護支援専門現任調査の実施 ⑦ケアネットつるおか等、自主団体ネットワークの育成支援	通年 10月 7.10.1月 5.8.11.2月 通年 通年	4月～7月 通年	①担当エリアの居宅介護支援事業所訪問による、包括の周知活動の実施 内容:担当エリアの居宅介護支援事業所に困難事例の現状確認や相談方法の周知を図るために、訪問活動を行う。 回数:選定事業所各1回。 ②担当エリアの居宅介護支援事業所で行う研修等の助言指導 内容:担当エリアの居宅介護支援事業所で実施するケアプラン点検等の研修の開催を支援し、助言指導を行う。 回数:随時 ③主任介護支援専門員連絡会の協力による事業の推進 内容:具体的事業「全市」にある事業 時期:通年 回数:随時
6.潜在要援護高齢者の実態把握	潜在している要援護高齢者及び二次予防事業対象者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①市高齢者世帯情報に基づく、対象世帯の実態把握 ②民生委員会議・地域ケアネットワーク会議等での地域情報の収集 ③介護予防講座・教室での基本チェックリスト実施者数の拡大	1回 通年 通年 通年	通年	①地域のサロンや健康教室での健康チェックや民生児童委員定例会での情報交換 ②二次予防対象者情報をもとに、チェック項目10/20以上を対象に電話・訪問による実態把握や啓発 ③認知症サポーター養成講座の実施や物忘れ相談医との連携による早期受診や予防啓発
7.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	要援護高齢者の災害時避難支援体制や緊急連絡先等の情報を収集し、自治防災組織等の避難及び救援体制を支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②緊急連絡先等の情報収集・変更等の確認 ③地震、風水害、豪雪時の安否確認 ④担当エリア災害時対応マニュアルの作成	随時・通年	随時・通年	①H24から取り組んでいる緊急時対応マニュアルの完成と実際の業務への活用 ②各地域で取組んでいる防災活動や安心カード設置活動などへの協力と連携方法の検討 ③緊急時における法人本部及びボランティアセンターとの連携体制の確認
8.要支援者の自立支援の推進	自立に向けて行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標指向型ケアマネジメントを行う。サービス未利用者の日常生活実態を把握し、二次予防事業を活用するなど生活行為向上に向けたマネジメントを行う。	①予防給付サービス未利用者の実態把握とケアマネジメントの実施	通年	通年	①予防認定者更新時の電話による意向確認や、必要に応じた訪問相談 ②非該当者に対して電話や訪問による二次予防事業や地域資源の情報提供 ③地域高齢者が気軽に参加できる仲間作りや予防啓発の場の提供(計6カ所、約3か月、全10回前後)

## 平成25年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターつくし

管理者名：長谷川 典子

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全 市	時 期	各センター(内容、時期・回数等)	
1.地域包括ケアネットワーク体制の推進強化	民生委員、町内会、学区・地区社会福祉協議会等の地域組織との連携を強化し、地域ケアネットワーク会議を町内会などの小単位生活圏域に拡充する。地域において包括的かつ継続的な在宅医療と介護が提供されるため、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者合同会議の開催 ②地域ケア推進担当者会議、ケアネットワーク会議の開催 ③ワークシートを活用した地域課題分析、活動計画・評価の実施 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護連携研修会の開催	4/19 8月 11月 随時	適宜 随時	・地域ケアネットワーク会議を町内会単位で開催、地域の課題を整理し住民との共通認識を図る。 ・担当地区民生児童委員の定期会へ参加し、民生委員との連携強化を図る。
2.一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起するとともに日常生活で取り組みが継続するように支援を行ない、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①介護予防ケアマネジメント資質向上研修会の開催 ②介護予防サービス・支援計画表事例集の作成 ③二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ④地域資源情報一覧等を活用したインフォーマルサービス活用の推進	9月 通年 通年	随時 随時	・二次予防事業対象者で事業不参加の人に対して生活機能チェック項目からリスクの高い人に訪問等で介入する。特に認知症と閉じこもりにチェックがある人について状況確認していく。 ・担当地区保健師及び住民と連携を図り健康講座等の企画・運営を積極的に行う。
3.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度の活用に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。	①複雑多様化している相談に対する三職種等のチームアプローチの強化 ②介護・福祉等の制度や地域資源情報の集約と地域への発信	通年	月1回 適宜	・担当地区保健師との意見交換会を毎月定例で実施し、個別ケースの現状把握と課題の解決に取り組む。 ・対応した事例に対して振り返りカンファレンスを行う。
4.高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症等高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止等について普及・啓発活動を拡充する。	①鶴岡市高齢者虐待等防止連絡協議会の開催 ②介護サービス未利用世帯介護者の実態把握 ③男性対象介護教室の開催 ④障害者支援センター、消費者被害研修会	9月・2月 7月 10月・11月 7月・12月 随時 上半期	随時	・認知症サポーター養成講座を行い正しい情報を伝え専門医またはもの忘れ相談医への早期受診へ繋げる。 ・一人暮らし等の会食交流会や地域ケアネットワーク会議等でパンフレットを配布し成年後見制度の周知を行う。 ・民生委員及び福祉協力員等に高齢者虐待についての勉強会を実施する。

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
5.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図りケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②居宅介護支援事業所訪問 ③介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ④ケアプラン検証専門家会議の開催 ⑤居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑥介護支援専門現任調査の実施 ⑦ケアネットつるおか等、自主団体ネットワークの育成支援	通年 10月 7.10.1月 5.8.11.2月 通年	随時 適宜	・居宅介護支援専門員の個別支援に対して定期的に電話や訪問により連携を図り支援する。 ・指定介護予防ケアマネジメント業務を委託している居宅介護支援事業所との意見交換会を行い、情報を共有し相談しやすい関係づくりを図る。
6.潜在要援護高齢者の実態把握	潜在している要援護高齢者及び二次予防事業対象者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①市高齢者世帯情報に基づく、対象世帯の実態把握 ②民生委員会議・地域ケアネットワーク会議等での地域情報の収集 ③介護予防講座・教室での基本チェックリスト実施者数の拡大	1回 通年 通年	随時 随時	・相談業務の中で介護予防のための健康チェック票を実施していく。 ・居宅を訪問し実態把握をしたうえで情報提供・サービス調整を行う。
7.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	要援護高齢者の災害時避難支援体制や緊急連絡先等の情報を収集し、自治防災組織等の避難及び救援体制を支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②緊急連絡先等の情報収集・変更等の確認 ③地震、風水害、豪雪時の安否確認 ④担当エリア災害時対応マニュアルの作成	随時・通年	随時 下半期	・民生委員と介護支援専門員と連絡をとり、速やかに情報交換を行い災害対策マニュアルに沿って対応する。 ・災害対策マニュアルを年度末更新する。
8.要支援者の自立支援の推進	自立に向けて行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標指向型ケアマネジメントを行う。サービス未利用者の日常生活実態を把握し、二次予防事業を活用するなど生活行為向上に向けたマネジメントを行う。	①予防給付サービス未利用者の実態把握とケアマネジメントの実施	通年	随時	・審査会結果で要支援と認定された方の状況を確認し、生活機能の改善を実現するための適切なサービスの調整や介護予防事業へつなげる。

## 平成25年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 健楽園地域包括支援センター

管理者名：佐藤 規子

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			各センター(内容、時期・回数等)
		全市	時 期		
1.地域包括ケアネットワーク体制の推進強化	民生委員、町内会、学区・地区社会福祉協議会等の地域組織との連携を強化し、地域ケアネットワーク会議を町内会などの小単位生活圏域に拡充する。地域において包括的かつ継続的な在宅医療と介護が提供されるため、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者合同会議の開催 ②地域ケア推進担当者会議、ケアネットワーク会議の開催 ③ワークシートを活用した地域課題分析、活動計画・評価の実施 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護連携研修会の開催	4/19 随時     8月 11月	年10回     民協年5回 行事随時   学区単位 1~2回 町内会 3~4回	①地域ケア推進担当者会議を定期的に開催し、個別のケース検討などを通じて地域課題を把握する。 ②民協定例会や地域の行事に参加し、情報交換、情報を共有し連携を図りやすくする。 ③学区社協と連携し、地域ケアネットワーク会議やサポート養成講座を開催し、また学区社協ですでめている福祉協力員配置の取り組みに相互にかかわり、地域のネットワークの強化を図る。
2.一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起するとともに日常生活で取り組みが継続するように支援を行ない、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①介護予防ケアマネジメント質向上研修会の開催 ②介護予防サービス・支援計画表事例集の作成 ③二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ④地域資源情報一覧等を活用したインフォーマルサービス活用の推進	9月   通年  通年	通年	①二次予防事業対象者で事業参加者のマネジメントを行い自立を支援する。 ②基本チェックリストにおいて認知機能1/3、運動器3/5以上の該当者に状況確認及び支援する。 ③地域のサロン、行事等において介護予防教室の開催を働きかけ、主に24年度未実施の地域で開催し介護予防を啓発する。
3.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度の活用に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。	①複雑多様化している相談に対する三職種等のチームアプローチの強化 ②介護・福祉等の制度や地域資源情報の集約と地域への発信	通年	通年	①関係機関と連携、情報共有を図り、協働した対応を行う。 ②適切な相談支援ができるように、地域ケア推進担当者間でのケース検討やセンター内での研修、事例検討会を行う。 ③地域のサロン等、施設広報誌において、地域包括支援センターのPR、情報発信を行う。
4.高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症等高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止等について普及・啓発活動を拡充する。	①鶴岡市高齢者虐待等防止連絡協議会の開催 ②介護サービス未利用世帯介護者の実態把握 ③男性対象介護教室の開催 ④障害者支援センター、消費者被害研修会	9月・2月 7月 10月・11月 7月・12月	通年	①権利擁護に関する専門的知識の習得をし、民協定例会、地域の関係団体において、普及啓発活動を行う。 ②介護サービス未利用世帯介護者の調査、男性対象介護教室の事業からリスクの高いケースに継続的に支援する。 ③認知症サポーター養成講座等を通して正しい理解と対応を啓発するとともに、認知症等に関する相談情報連絡箇を活用するなどし、早期受診につなげる。

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
5.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図りケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②居宅介護支援事業所訪問 ③介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ④ケアプラン検証専門家会議の開催 ⑤居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑥介護支援専門現任調査の実施 ⑦ケアネットつるおか等、自主団体ネットワークの育成支援	通年 10月 7.10.1月 5.8.11.2月 通年	4~6月 8月 通年	①介護予防プラン委託事業者、担当地域にある居宅介護支援事業者への訪問を通して地域や介護支援専門員の課題を把握する。 ②担当地域の居宅介護支援事業者と情報交換、事例検討会などを行い連携強化、資質向上を図る。 ③支援困難ケースの相談には関係機関との連携を図るなどし、解決に努める。
6.潜在要援護高齢者の実態把握	潜在している要援護高齢者及び二次予防事業対象者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①市高齢者世帯情報に基づく、対象世帯の実態把握 ②民生委員会議・地域ケアネットワーク会議等での地域情報の収集 ③介護予防講座・教室での基本チェックリスト実施者数の拡大	1回 通年 通年 通年	通年 5~9月 通年	①民協定例会や地域ケアネットワーク会議において、情報収集し対象者把握に努める。 ②市高齢者世帯情報から、独居及び高齢者のみの世帯が比較的多い町へ訪問し、基本チェックリストを実施する。 ③地域のサロン等に出向き介護予防講座等において基本チェックリスト実施者の拡大を図る。
7.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	要援護高齢者の災害時避難支援体制や緊急連絡先等の情報を収集し、自治防災組織等の避難及び救援体制を支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②緊急連絡先等の情報収集・変更等の確認 ③地震、風水害、豪雪時の安否確認 ④担当エリア災害時対応マニュアルの作成	随時・通年	9月1日 通年 10月	①担当地域の防災訓練に参加し、防災に関する実状を把握する。 ②要援護の独居高齢者及び高齢者のみの災害時のリストの作成、安否確認と支援。 ③災害時対応マニュアルの見直し。
8.要支援者の自立支援の推進	自立に向けて行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標指向型ケアマネジメントを行う。サービス未利用者の日常生活実態を把握し、二次予防事業を活用するなど生活行為向上に向けたマネジメントを行う。	①予防給付サービス未利用者の実態把握とケアマネジメントの実施	通年	通年	①予防給付サービス未利用者への訪問等を通して実態把握を行う。 ②サービス未利用者で更新しなかった人の実態把握をし二次予防事業につなげるなどする。 ③インフォーマルを積極的に活用したマネジメントを行い、自立支援を推進する。

平成25年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名：永寿荘地域包括新センター

管理者名：清和ゆう

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
1.地域包括ケアネットワーク体制の推進強化	民生委員、町内会、学区・地区社会福祉協議会等の地域組織との連携を強化し、地域ケアネットワーク會議を町内会などの小単位生活圏域に拡充する。 地域において包括的かつ継続的な在宅医療と介護が提供されるため、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者合同會議の開催 ②地域ケア推進担当者會議、ケアネットワーク會議の開催 ③ワークシートを活用した地域課題分析、活動計画・評価の実施 ④医療と介護の連携推進企画會議の開催 ⑤医療と介護連携研修会の開催	4/19 8月 11月	月1回及び適宜 随時 随時	・地域推進担当者會議や地域ケアネットワーク會議を開催し、課題の共有と情報交換を行う。 ・民生委員の定期会議に参加して、情報収集を行う。 ・地域の行事に参加し、包括支援センターの周知と啓発活動をする。
2.一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起するとともに日常生活で取り組みが継続するように支援を行ない、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①介護予防ケアマネジメント資質向上研修会の開催 ②介護予防サービス・支援計画表事例集の作成 ③二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ④地域資源情報一覧等を活用したインフォーマルサービス活用の推進	9月 通年 通年	通年	・二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施。 ・二次予防事業の未利用の方の情報収集や、状況を確認する。 ・介護予防講座の開催を働き掛け実施し、介護予防の啓発をする。
3.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度の活用に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。	①複雑多様化している相談に対する三職種等のチームアプローチの強化 ②介護・福祉等の制度や地域資源情報の集約と地域への発信	通年	通年 随時	・訪問、来所、電話などによる随時相談の受付を行い、三職種でサービス調整や関係機関との連携を図るように体制をつくる。 ・地域のサロンへ参加し、地域包括支援センターの役割等を説明し、働きかける。
4.高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症等高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止等について普及・啓発活動を拡充する。	①鶴岡市高齢者虐待等防止連絡協議会の開催 ②介護サービス未利用世帯介護者の実態把握 ③男性対象介護教室の開催 ④障害者支援センター、消費者被害研修会	9月・2月 7月 10月・11月 7月・12月	適宜 適宜	・地域の行事に参加して、パンフレットの配布や介護予防講座を開催し、制度の周知を図る。 ・サービス未利用者の実態把握を行う。

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
5.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携とともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図りケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②居宅介護支援事業所訪問 ③介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ④ケアプラン検証専門家会議の開催 ⑤居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑥介護支援専門現任調査の実施 ⑦ケアネットつるおか等、自主団体ネットワークの育成支援	通年 10月 7.10.1月 5.8.11.2月 通年	随時 随時	・介護支援専門員の個別の相談を受け付け、必要に応じて同行訪問をする。 ・支援困難事例に関しては、必要に応じて同行訪問をして、関係機関との連携を図り、後方支援を行っていく。
6.潜在要援護高齢者の実態把握	潜在している要援護高齢者及び二次予防事業対象者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①市高齢者世帯情報に基づく、対象世帯の実態把握 ②民生委員会議・地域ケアネットワーク会議等での地域情報の収集 ③介護予防講座・教室での基本チェックリスト実施者数の拡大	1回 通年 通年	随時 適宜 随時	・サロンや老人クラブに参加し、基本調査を行い、実態把握を努める。 ・民生委員の定例会に参加して、情報の共有と収集を行う。 ・ひとり暮らしの会食会等に参加して情報収集し、対応する。
7.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	要援護高齢者の災害時避難支援体制や緊急連絡先等の情報を収集し、自治防災組織等の避難及び救援体制を支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②緊急連絡先等の情報収集・変更等の確認 ③地震、風水害、豪雪時の安否確認 ④担当エリア災害時対応マニュアルの作成	通年 随時:通年	通年	・民生委員や学区社協、地域の居宅介護支援事業所等と連携を図り、要援護高齢者、独居高齢者等の安否確認ができるように取り組む。 ・町内で災害対策のマニュアルができているところもあるので、実態の把握と情報収集を行う。
8.要支援者の自立支援の推進	自立に向けて行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標指向型ケアマネジメントを行う。サービス未利用者の日常生活実態を把握し、二次予防事業を活用するなど生活行為向上に向けたマネジメントを行う。	①予防給付サービス未利用者の実態把握とケアマネジメントの実施	通年	通年	・予防給付サービスの未利用者の実態把握に努める。 ・予防給付サービス利用者へ予防給付以外にインフォーマルサービスの活用したマネジメントを行うようとする。

## 平成25年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： しおん荘地域包括支援センター

管理者名： 佐藤瑞紀

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			各センター(内容、時期・回数等)
		全市	時期		
1.地域包括ケアネットワーク体制の推進強化	民生委員、町内会、学区・地区社会福祉協議会等の地域組織との連携を強化し、地域ケアネットワーク會議を町内会などの小単位生活圏域に拡充する。 地域において包括的かつ継続的な在宅医療と介護が提供されるため、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者合同會議の開催 ②地域ケア推進担当者會議、ケアネットワーク會議の開催 ③ワークシートを活用した地域課題分析、活動計画・評価の実施 ④医療と介護の連携推進企画會議の開催 ⑤医療と介護連携研修会の開催	4/19 8月 11月	6月～ 適時	○地域ケアネットワーク會議による関係機関・団体との意見交換。 ○地域ケア推進担当者會議開催し、推進員間の連携やケースの実態把握。 ○民協定例会や地域団体等の會議に参加し、情報共有や収集を行う。 ○民生委員や町内会長等と連携し、町内会単位での地域ケアネットワークの開催。 ○老人クラブ会員対象にニーズアンケート実施、地域課題を探る。 ○認知症サポーター養成講座開催。
2.一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起するとともに日常生活で取り組みが継続するように支援を行ない、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①介護予防ケアマネジメント資質向上研修会の開催 ②介護予防サービス・支援計画表事例集の作成 ③二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ④地域資源情報一覧等を活用したインフォーマルサービス活用の推進	9月 通年 通年	通年	○福祉プラザ内地域交流室にて専門職を講師に招き、介護予防教室開催。 ○未利用者への継続的な関わり。 ○しおん荘の基準を定め、訪問等の実態把握を行う。 ○事業終了者への訪問等による状況把握を行う。 ○サロンや老人クラブ、相談業務を通して、二次予防事業対象者の情報収集。 ○会食交流会やサロン、老人クラブで介護教室開催。
3.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度の活用に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。	①複雑多様化している相談に対する三職種等のチームアプローチの強化 ②介護・福祉等の制度や地域資源情報の集約と地域への発信	通年	隨時	○チラシ作製や広報誌活用し、地域包括支援センターのPRを行う。 ○サロンや老人クラブ等において包括支援センターの役割周知。 ○迅速な対応と適切な支援が行えるよう、地域関係機関等と連携を図る。 ○西郷地区『見守り安心カード』事業において地区社協や民生委員と連携強化し、高齢者の実態把握を行う。
4.高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症等高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止等について普及・啓発活動を拡充する。	①鶴岡市高齢者虐待等防止連絡協議会の開催 ②介護サービス未利用世帯介護者の実態把握 ③男性対象介護教室の開催 ④障害者支援センター、消費者被害研修会	9月・2月 7月 10月・11月 7月・12月	随时 6～8月 10月	○包括支援センターのチラシを活用し、権利擁護、虐待防止等についての啓発活動を行う。 ○未利用者の実態把握。 ○男性介護者教室を包括合同で開催。

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
5.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援における、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図りケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②居宅介護支援事業所訪問 ③介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ④ケアプラン検証専門家会議の開催 ⑤居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑥介護支援専門現任調査の実施 ⑦ケアネットつるおか等、自主団体ネットワークの育成支援	通年 10月 7.10.1月 5.8.11.2月 通年	随時	○介護支援専門員の後方支援となるよう、介護保険や他制度の把握に努める。 ○介護支援専門員からの個別相談受付 ○居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて支援困難事例の対応。
6.潜在要援護高齢者の実態把握	潜在している要援護高齢者及び二次予防事業対象者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①市高齢者世帯情報に基づく、対象世帯の実態把握 ②民生委員会議・地域ケアネットワーク会議等での地域情報の収集 ③介護予防講座・教室での基本チェックリスト実施者数の拡大	1回 通年 通年	随時	○サロン・民協定例会参加や地域ケアネットワーク会議においての情報収集。 ○老人クラブや介護予防教室等での情報収集。 ○個別訪問や老人クラブ等での基本チェックの実施。 ○地域活動や行事(法人等含め)等への参加。
7.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	要援護高齢者の災害時避難支援体制や緊急連絡先等の情報を収集し、自治防災組織等の避難及び救援体制を支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②緊急連絡先等の情報収集・変更等の確認 ③地震、風水害、豪雪時の安否確認 ④担当エリア災害時対応マニュアルの作成	通年 随時・通年	随時	○民生委員や居宅介護支援事業所と連携し、独居高齢者や高齢者世帯の安否確認。
8.要支援者の自立支援の推進	自立に向けて行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標指向型ケアマネジメントを行う。サービス未利用者の日常生活実態を把握し、二次予防事業を活用するなど生活行為向上に向けたマネジメントを行う。	①予防給付サービス未利用者の実態把握とケアマネジメントの実施	通年	随時	○サービス未利用者の実態把握として訪問等を行い、必要に応じてインフォーマルサービスを含む様々な資源の情報提供。

平成25年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターふじしま

管理者名：小野寺 陽子

重点事項	重点活動方針	具体的事業		
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)
1.地域包括ケアネットワーク体制の推進強化	民生委員、町内会、学区・地区社会福祉協議会等の地域組織との連携を強化し、地域ケアネットワーク会議を町内会などの小単位生活圏域に拡充する。地域において包括的かつ継続的な在宅医療と介護が提供されるため、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者合同会議の開催 ②地域ケア推進担当者会議、ケアネットワーク会議の開催 ③ワークシートを活用した地域課題分析、活動計画・評価の実施 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護連携研修会の開催	4/19 8月 11月 毎月・適宜 毎月 通年 年3回 毎月	①地域ケア推進担当者会議の開催 ②推進担当者を中心、在宅福祉に関する定例会の開催 ③地域ケアネットワーク会議の開催：広域開催と小単位開催とし、さらに重点地区を選定し開催 ④藤島地区内開業医と居宅事業所、包括との連携会議 ⑤民協定例会へ参加し、民生児童委員との連携強化を図る
2.一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起するとともに日常生活で取り組みが継続するように支援を行ない、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①介護予防ケアマネジメント質向上研修会の開催 ②介護予防サービス・支援計画表事例集の作成 ③二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ④地域資源情報一覧等を活用したインフォーマルサービス活用の推進	9月 通年 通年	①二次予防対象者の事業不参加者でリスクの高い方に個別訪問 ②継続コースに参加しない方、事業中断者への個別訪問 ③昨年度まで事業に参加していたが、今年度以降何にも参加しない方へ個別訪問し、地区内でのサロン開催や参加、自立デイなどの活用への働きかけを行う ④インフォーマルサービスを活用した予防活動開催(広域のサロン等)を検討
3.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度の活用に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。	①複雑多様化している相談に対する三職種等のチームアプローチの強化 ②介護・福祉等の制度や地域資源情報の集約と地域への発信	通年	①年4回の広報発行と町内会や各種団体での宣伝活動により、相談機能の周知を図り、より相談しやすい窓口をめざす ②藤島地域内で活用できる独自の地域資源シートを作成し、相談業務に活用するとともに、情報発信を行う
4.高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症等高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止等について普及・啓発活動を拡充する。	①鶴岡市高齢者虐待等防止連絡協議会の開催 ②介護サービス未利用世帯介護者の実態把握 ③男性対象介護教室の開催 ④障害者支援センター、消費者被害研修会	9月・2月 7月 10月・11月 7月・12月 通年	①包括ふじしまの広報と介護予防教室などを活用し、権利擁護や虐待防止、消費者被害などの普及、啓発活動 ②地域内で権利擁護や後見人制度の勉強会を開催し、制度普及に努める ③サービス未利用世帯への訪問

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
5.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援における、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図りケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②居宅介護支援事業所訪問 ③介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ④ケアプラン検証専門家会議の開催 ⑤居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑥介護支援専門現任調査の実施 ⑦ケアネットつるおか等、自主団体ネットワークの育成支援	通年  10月  7.10.1月  5.8.11.2月  通年	通年	①困難事例を含む介護支援員への相談対応 ②事例検討会の開催 ③介護支援専門員に対しケアプランに係る情報の伝達、アドバイス
6.潜在要援護高齢者の実態把握	潜在している要援護高齢者及び二次予防事業対象者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①市高齢者世帯情報に基づく、対象世帯の実態把握 ②民生委員会議・地域ケアネットワーク会議等での地域情報の収集 ③介護予防講座・教室での基本チェックリスト実施者数の拡大	1回  通年  通年	通年	①介護予防教室での基本チェックリスト実施 ②地域ケアネットワーク会議、地域ケア推進担当者会議等で出された情報をもとに個別訪問し実態把握 ③民生児童委員や地域の方々より個別に寄せられた情報をもとに訪問し実態把握
7.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	要援護高齢者の災害時避難支援体制や緊急連絡先等の情報を収集し、自治防災組織等の避難及び救援体制を支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②緊急連絡先等の情報収集・変更等の確認 ③地震、風水害、豪雪時の安否確認 ④担当エリア災害時対応マニュアルの作成	6月まで  随時・通年	通年	①災害時に安否確認が必要な方のリスト作成 ②自然災害等による被害に応じた安否確認
8.要支援者の自立支援の推進	自立に向けて行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標指向型ケアマネジメントを行う。サービス未利用者の日常生活実態を把握し、二次予防事業を活用するなど生活行為向上に向けたマネジメントを行う。	①予防給付サービス未利用者の実態把握とケアマネジメントの実施	通年	通年	①未利用者のリストを作成 ②未利用者を個別訪問しケアマネジメントを実施

## 平成25年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター

名:

地域包括支援センターかみじ荘

管理者名: 長南 くに子

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
1.地域包括ケアネットワーク体制の推進強化	民生委員、町内会、学区・地区社会福祉協議会等の地域組織との連携を強化し、地域ケアネットワーク会議を町内会などの小単位生活圏域に拡充する。 地域において包括的かつ継続的な在宅医療と介護が提供されるため、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者合同会議の開催 ②地域ケア推進担当者会議、ケアネットワーク会議の開催 ③ワークシートを活用した地域課題分析、活動計画・評価の実施 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護連携研修会の開催	4/19 隨時  8月 11月  適宜	毎月  年2回  適宜	①地域ケア推進担当者会議を毎月(第3火曜日)実施し、羽黒庁舎、社会福祉協議会と連携を深め、困難ケースなどの情報交換を行う。 ②羽黒地域民生児童委員定例会に毎月参加し、情報交換を行う。 ③地域ケアネットワーク会議を開催し、小単位生活圏域での顔見える関係づくりを遂行する。(上半期、下半期年2回程度) ④羽黒地区長会など地域事業に参加し、地域包括支援センターの周知活動を実施する。(適宜)
2.一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起するとともに日常生活で取り組みが継続するように支援を行ない、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①介護予防ケアマネジメント資質向上研修会の開催 ②介護予防サービス・支援計画表事例集の作成 ③二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ④地域資源情報一覧等を活用したインフォーマルサービス活用の推進	9月 通年  5・10・3月 通年  完成2月	隨時  5・10・3月  完成2月	①二次予防事業対象者の不参加者で、特に運動器、認知症にチェックがあり、リスクが高い人に訪問等の状況確認を実施する。(隨時) ②二次予防事業「元気はつらつ大学」継続コース終了後に訪問し、運動継続の勧め、地域のインフォーマルサービスへ繋げる。(年3回) ③羽黒庁舎高齢担当、保健師、社会福祉協議会と協働し、住民にわかりやすい羽黒地域のインフォーマルサービス表を作成する(下半期) ④認知症サポーター養成講座を開催し、正しい対処方法について伝え、物忘れ相談医に早期受診へ繋げる。また、認知症等に関する相談情報連絡箇を用いて、主治医と連携を図る。(適宜)
3.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度の活用に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。	①複雑多様化している相談に対する三職種等のチームアプローチの強化 ②介護・福祉等の制度や地域資源情報の集約と地域への発信	通年	通年	①三職種で相談内容の検討を行い、関係機関との連携を図り、速やかに対応する。(通年) ②相談内容の緊急レベルごとにリスクマネジメントも考慮した独自のガイドラインを作成する。 ③高齢者の総合相談窓口である事を法人広報誌を活用したり、独自のチラシを作成し住民に周知活動を実施する。(適宜)

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
4.高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症等高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止等について普及・啓発活動を拡充する。	①鶴岡市高齢者虐待等防止連絡協議会の開催 ②介護サービス未利用世帯介護者の実態把握 ③男性対象介護教室の開催 ④障害者支援センター、消費者被害研修会	9月・2月 7月 10月・11月 7月・12月	通年	①消費者被害及び対応について、消費者被害防止の啓発を重点的に実施する。 介護予防講座やサロンなどで寸劇を用いて周知を図る。(随時) ②成年後見制度の理解を徹底する。(通年)
5.ケアマネジメントの質の向上・平準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携とともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図りケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②居宅介護支援事業所訪問 ③介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ④ケアプラン検証専門家会議の開催 ⑤居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑥介護支援専門現任調査の実施 ⑦ケアネットつるおか等、自主団体ネットワークの育成支援	通年 10月 7.10.1月 5.8.11.2月 通年	通年	①居宅介護支援専門員の個別支援に対し、必要に応じて同行訪問し実態把握に努める。(随時) ②鶴岡市介護支援専門員困難事例相談対応手順にのっとり、関わりを持ち課題の終結まで支援する。(随時)
6.潜在要援護高齢者の実態把握	潜在している要援護高齢者及び二次予防事業対象者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①市高齢者世帯情報に基づく、対象世帯の実態把握 ②民生委員会議・地域ケアネットワーク会議等での地域情報の収集 ③介護予防講座・教室での基本チェックリスト実施者数の拡大	1回 通年 通年	通年	①相談業務の中で、基本チェックリストの記入を実施する。(随時) ②介護予防講座や地区の行事で基本チェックリストの記入を実施する。(随時) ③一人暮らし、高齢者世帯の実態把握を行う。(通年)
7.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	要援護高齢者の災害時避難支援体制や緊急連絡先等の情報を収集し、自治防災組織等の避難及び救援体制を支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②緊急連絡先等の情報収集・変更等の確認 ③地震、風水害、豪雪時の安否確認 ④担当エリア災害時対応マニュアルの作成	随時・通年	通年	①地域ケアネットワーク会議で、災害時避難場所と避難体制の確認を実施する。(適宜) ②一人暮らし高齢者、高齢者世帯に訪問の際は、緊急連絡カードの確認を行う。(随時) ③地震、風水害、豪雪時は一人暮らし世帯・高齢者世帯を中心に安否確認を実施する。 ④災害時要援護者避難支援計画に基づき、地域で避難個別計画策定の場合は、集落の防災組織に協力す
8.要支援者の自立支援の推進	自立に向けて行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標指向型ケアマネジメントを行う。サービス未利用者の日常生活実態を把握し、二次予防事業を活用するなど生活行為向上に	①予防給付サービス未利用者の実態把握とケアマネジメントの実施	通年	通年	①サービス未利用者に対し、更新時に電話等で介入し、必要時は実態把握に訪問する。(随時) ②介護給付サービス利用者に対しては、フォーマルサービス以外に、インフォーマルサービスを活用したマネジメントを実施し、自立支援に向けて行く。(適宜)

平成25年度 地域包括支援センター運営活動計画書

地域包括支援センター名： 地域包括支援センターあさひ

管理者名：小野寺 幸則

重点事項	重点活動方針	具 体 的 事 業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
1.地域包括ケアネットワーク体制の推進強化	民生委員、町内会、学区・地区社会福祉協議会等の地域組織との連携を強化し、地域ケアネットワーク会議を町内会などの小単位生活圏域に拡充する。 地域において包括的かつ継続的な在宅医療と介護が提供されるため、地域の医療・福祉・保健にまたがる多職種による支援体制の構築を図る。	①地域ケア推進担当者合同会議の開催 ②地域ケア推進担当者会議、ケアネットワーク会議の開催 ③ワークシートを活用した地域課題分析、活動計画・評価の実施 ④医療と介護の連携推進企画会議の開催 ⑤医療と介護連携研修会の開催	4/19 8月 11月	月1回 月1回 随時 通年	・定例である地域ケア会議開催し、朝日地域の情報を庁舎健康課、社会福祉協議会朝日センター、特別養護老人ホーム、高齢者福祉センターと共有、支援ケースの検討を行う ・定例民生委員会に参加しネットワーク構築を目指す。 ・各関係機関に地域包括センター機能を説明し、関係機関とネットワークを築いていく。 ・医療機関とネットワークを構築する為、Net4Uを活用していく
2.一人ひとりに応じた介護予防の推進	二次予防事業対象者等が要介護状態になることを予防するために、介護予防の意欲を喚起するとともに日常生活で取り組みが継続するように支援を行ない、自立支援に向けた適切なケアマネジメントを行う。	①介護予防ケアマネジメント資質向上研修会の開催 ②介護予防サービス・支援計画表事例集の作成 ③二次予防事業対象者のケアマネジメントの実施 ④地域資源情報一覧等を活用したインフォーマルサービス活用の推進	9月 通年 通年	通年 通年 隨時	・関係研修等に参加し、知識や技術の向上に努める。 ・市包括から提供された二次予防事業対象者を確実に引き継ぐ。 ・いきいきクラブ等地域資源利用者・関係者の声を聞き、実態把握や情報収集につなげていく
3.総合的な相談支援の確立	高齢者等の様々な相談にワンストップで応じ、適切に保健・医療・福祉サービス、又は各種制度の活用に繋ぎ、総合相談の拠点として機能の充実を図る。	①複雑多様化している相談に対する三職種等のチームアプローチの強化 ②介護・福祉等の制度や地域資源情報の集約と地域への発信	通年	隨時 隨時	・地域高齢者等に対して的確に状況を把握し、専門的な助言・支援を行い、必要に応じ関係機関に繋げ、ワンストップサービスを目指していく ・各地域・集落に出向き、地域包括支援センターの啓蒙活動を行う。
4.高齢者の権利擁護に関する普及・啓発	認知症等高齢者等の権利擁護を図るため、関係機関と連携し、成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止等について普及・啓発活動を拡充する。	①鶴岡市高齢者虐待等防止連絡協議会の開催 ②介護サービス未利用世帯介護者の実態把握 ③男性対象介護教室の開催 ④障害者支援センター、消費者被害研修会	9月・2月 7月 10月・11月 7月・12月	隨時 通年 隨時	・関係機関と連携し、知識や情報収集を行う。 ・庁舎や民生委員等と連携、情報共有を行い、地域高齢者の問題の早期発見・対応につなげる。 ・障害者支援センター、消費者被害研修会への参加。

重点事項	重点活動方針	具体的事業			
		全市	時期	各センター(内容、時期・回数等)	
5.ケアマネジメントの質の向上・標準化	高齢者の自立支援に向け、介護保険事業者連絡協議会や医療機関等と連携するとともに、居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上を図りケアマネジメント支援体制を強化する。 介護支援専門員のケアプラン内容等を検証し、介護保険制度の健全かつ円滑な運営及びケアマネジメントの技術的向上に取組む。	①介護支援専門員の相談窓口の設置 ②居宅介護支援事業所訪問 ③介護支援専門員スキルアップ研修の開催 ④ケアプラン検証専門家会議の開催 ⑤居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会の開催 ⑥介護支援専門現任調査の実施 ⑦ケアネットつるおか等、自主団体ネットワークの育成支援	通年 10月 7.10.1月 5.8.11.2月 通年	4月 隨時	・近隣居宅介護支援センターに相談窓口設置の周知と、困難支援ケースの支援を行う。 ・居宅介護支援事業所主任介護支援専門員の資質向上研修会への協力。
6.潜在要援護高齢者の実態把握	潜在している要援護高齢者及び二次予防事業対象者を早期に発見し、適切な相談支援に繋げる。	①市高齢者世帯情報に基づく、対象世帯の実態把握 ②民生委員会議・地域ケアネットワーク会議等での地域情報の収集 ③介護予防講座・教室での基本チェックリスト実施者数の拡大	1回 通年 通年	隨時 随时	・民生委員や関係機関と連携を図り、現状把握や確認につなげる。 ・介護予防講座・教室での基本チェックリスト実施する。
7.災害時要援護高齢者の把握と救援支援	要援護高齢者の災害時避難支援体制や緊急連絡先等の情報を収集し、自治防災組織等の避難及び救援体制を支援する。	①災害時避難場所の周知と避難支援体制の確認 ②緊急連絡先等の情報収集・変更等の確認 ③地震、風水害、豪雪時の安否確認 ④担当エリア災害時対応マニュアルの作成	通年 5月 随时・通年	通年 5月	・安心見守りカード事業を朝日地域に展開していく。 ・災害避難場所の確認。
8.要支援者の自立支援の推進	自立に向けて行動変容を誘導し、予防給付サービスだけでなく、個人のニーズに応じたインフォーマルサービス等を活用した目標指向型ケアマネジメントを行う。サービス未利用者の日常生活実態を把握し、二次予防事業を活用するなど生活行為向上に向けたマネジメントを行う。	①予防給付サービス未利用者の実態把握とケアマネジメントの実施	通年	通年 随时	・自立支援を目指したプランを作成するため、的確なアセスメントを行い、自己実現を目指す為、モニタリング、評価を行っていく ・サービス未利用者への実態把握を行う

平成25年4月1日現在

地域包括支援センター名	所在地	☎	担当地域	基準配置専門員数	専門職の配置		
					保健師	社会福祉士	主任介護専門員
鶴岡市地域包括支援センター (運営主体:鶴岡市)	本町一丁目6-7	29-4180	第一学区	3	1	1	1
鶴岡市社会福祉協議会 地域包括支援センター (運営主体:社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会)	本センター 西新斎町14-26	29-1626	第六学区 京田 大泉	9	3	5	3
支所(なえづ) ほなみ町3-1	25-9275	第二学区 斎 黄金					
支所(大山) 大山三丁目34-1	33-0202	上郷 大山					
支所(豊浦) 三瀬字菖蒲田67-1	38-8150	三瀬 由良 小堅					
支所(あつみ) 湯温海戸577-1	43-2301	温海					
地域包括支援センターつくし (運営主体:一般社団法人 鶴岡地区医師会)	馬場町1-34	29-1256	第三学区 湯田川 田川		1	1	1
健楽園地域包括支援センター (運営主体:社会福祉法人一幸会)	美原町3-7	25-0888	第四学区		1	1	
永寿荘地域包括支援センター (運営主体:社会福祉法人恵泉会)	宝田二丁目7-29	29-2900	第五学区 栄	2	1	1	1
しおん荘地域包括支援センター (運営主体:社会福祉法人恩恩会)	湯野浜一丁目19-28	76-3762	加茂 湯野浜 西郷	2	1	1	
地域包括支援センターふじしま (運営主体:社会福祉法人ふじの里)	藤の花一丁目18-1	78-2370	藤島	3	1	1	1
地域包括支援センターかみじ荘 (運営主体:社会福祉法人羽黒百寿会)	羽黒町手向字薬師 沢 198-3	62-2026	羽黒	2	1	1	1
地域包括支援センターあさひ (運営主体:社会福祉法人ぶなの木会)	熊出字東村157-2	58-1068	朝日	1.6		1	0.6

## 平成25年度 介護予防マネジメント委託状況 中間報告

(平成25年4月～9月給付実績分)

No.	法人名等	所在地	指定居宅介護支援事業所名	市	市社協	つくし	健楽園	永寿苑	しおん准	ふじしま	かみじ准	あさひ	合計	割合
26	社会福祉法人あつみ福祉会	鶴岡市横代丁53-1	支援センター温寿荘		18								18	0.8%
27	庄内まちづくり協同組合虹	鶴岡市日枝字海老島36-4	ケアプランセンター虹	18	6			4			6	6	34	1.5%
28	株式会社むつみ	鶴岡市西目123-8	クオリティケアサービス										0	0.0%
29	特定非営利法人地域福祉村	鶴岡市本町三丁目2-5	介護支援センター「よつばの里」		18								18	0.8%
30	株式会社とよみ	鶴岡市藤沢字石渡15-13	ケアプランセンター大地		11	6	2						19	0.8%
31	高齢者福祉生活協同組合	鶴岡市みどり町22-40	指定居宅介護支援事業所みどり		57								57	2.5%
32	医療法人社団健生会	東京都立川市錦町1-16-15(昭島市福島町908)	在宅クリニック昭島相互					3					3	0.1%
33	株式会社フレンド	栃木県小山市大字羽川524-2	ふれんど筑西										0	0.0%
34	社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会	茨城県ひたちなか市金上562-1	ひたちなか市社会福祉協議会居宅介護支援事業所										0	0.0%
35	株式会社アライブ	鶴岡市苗津町3-3	ケアプランセンター コーディング	10	63								73	3.2%
36	社会福祉法人祥風会	茨城県土浦市高岡2315	飛翔の園										0	0.0%
37	有限会社ヘルパー・サービスあわせ	東京都葛飾区柴又1丁目17番2号	ヘルパー・サービスあわせ三郷営業所										0	0.0%
38	医療法人徳州会	山形市清住町2-3-51	山形德州会介護センター										0	0.0%
39	合同会社すばる	東京都小平市上水南町3-3-25-1	居宅介護支援事業所すばる			2							2	0.1%
40	合資会社ケアプランALOHA	神奈川県秦野市渋沢3-11-8	ケアプランALOHA										0	0.0%
41	株式会社日本ケアサービス	静岡市清水区南矢部565-3	株式会社日本ケアサービス						6				6	0.3%
委託合計 (a)				97	610	640	112	179	361	243	33	6	2,275	39.3%
自包括担当件数 (b)				260	2,005	0	303	286	88	277	293	164	3,512	60.7%
総計 (a+b)				357	2,615	640	415	465	449	520	326	170	5,787	